

「投資信託証券取引約款・規定集」の一部改定について

2021年4月1日より、次のとおり「約款」一部変更いたします。下線部分が改定箇所になります。

●投資信託特定口座約款

改訂後	改定前
<p>(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第9条 当行はお客様の特定保管勘定において、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>①～⑤ 省略</p> <p>⑥ お客様が当行に開設する非課税口座、又は当行に開設する法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により、お客様が当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）</p> <p><u>⑦お客様が当行に提出された非課税口座開設届出書が、法第37条の14第11項の規定により非課税口座に該当しないものとされた場合において、その非課税口座で購入等し、保管されている株式投資信託で、その口座からお客様の特定口座への振替の方法によりそのすべてを受け入れるもの</u></p>	<p>(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第9条 当行はお客様の特定保管勘定において、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>①～⑤ 省略</p> <p>⑥ お客様が当行に開設する非課税口座、又は当行に開設する法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により、お客様が当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）</p> <p><u>新設</u></p>
<p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</p> <p>第10条</p> <p>1～2 省略</p> <p><u>3 前二項の規定にかかわらず、前条第7号の規定によりお客様の特定口座に受入れた投資信託に係る収益分配金については、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れたものとして取扱います。</u></p> <p><u>以上</u></p> <p><u>2021年4月1日改正</u></p>	<p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</p> <p>第10条</p> <p>1～2 省略</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>以上</u></p> <p><u>2016年5月6日改正</u></p>

●非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

改定後	改定前
<p>(非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が特例の適用を受けるため、当行に非課税口座の開設を申し込まれる際には、<u>法第37条の14第5項の規定に基づき非課税口座開設届出書に必要事項を記載の上、署名押印し、それに当行の定める一定の書類を添付して提出してください。</u></p> <p>削除</p> <p>2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載又は記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で<u>2014年から2023年</u>までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）又は累積投資勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載又は記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2018年から2042年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、</p>	<p>新設</p> <p>第2条 お客様が特例の適用を受けるため、当行に非課税口座の開設を申し込まれる際には、<u>非課税適用確認書の交付申請書（法第37条の14第65項の）に規定に基づきされる申請書をいいます。以下同じ。）</u>兼、非課税口座開設届出書（<u>法第37条の14第5項第1号に規定されるものをいいます。以下同じ。）</u>に必要事項を記載の上、署名押印し、それに当行の定める一定の書類を添付して、<u>法第37条の14第5項第6号イ（2）（非課税管理勘定に係る期間）又はロ（累積投資勘定に係る期間）に規定される、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に提出してください。</u></p> <p><u>なお、当行は、税務署にお客様の非課税適用確認書の交付申請書に係る申請事項を提供し、税務署より「非課税適用確認書（法第37条の14第5項第6号に規定されるものをいいます。以下同じ。）」を受領したときは、お客様から当行に「非課税適用確認書」の提出があったものとして非課税口座開設の手続きをし、当該非課税適用確認書については当行で保管します。</u></p> <p>2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載又は記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>平成26年から平成35年</u>までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）又は累積投資勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載又は記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>平成30年から平成49年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、</p>

改定後	改定前
<p>当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出してください。</p> <p><u>2 の 2 前項のお客様が既に当行に非課税口座を開設されており、当該口座に非課税管理勘定または累積投資勘定のみを設定しようとする場合には、前項に定める期限内、勘定廃止通知書のみを当行に提出してください。</u></p> <p>4 前三項の際、お客様には、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）<u>第 18 条の 15 の 3 第 24 項において準用する施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類及び住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）</u>を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</p> <p>5 <u>第一項の非課税口座開設届出書が提出された場合には、その提出された日において、非課税口座が開設されま</u><u>す。</u></p>	<p>当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出してください。</p> <p><u>新設</u></p> <p>4 前三項の際、お客様には、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第 18 条の 12 第 3 項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類及び住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 13 第 2232 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます</p> <p>5 <u>第一項の非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書が、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年 10 月 1 日から当該年中に提出され、当行が当該年の 12 月 31 日までに税務署より「非課税適用確認書」を受領した場合には、その提出された日において、の属する年の翌年 1 月 1 日に当該勘定設定期間の非課税口座が開設されます。</u><u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書が、各勘定設定期間の開始日の前年中に提出されたものの、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した日が当該勘定設定期間の開始日以降である場合、又は各勘定設定期間の開始日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の 9 月 30 日までの当行が定める日までの間に提出された場合には、当行が税務署から「非課税適用確認書」を受領した後に当該勘定設定期間の非課税口座が開設されます。非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書が提出された日に非課税口座は開設されません。</u></p>

改訂後	改訂前
<p>6 <u>第2項、第2項の2又は第3項の規定により、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じ。）の提出を受けた場合、当行は税務署にお客様の廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。</u></p>	<p>6 <u>第2項又は第3項の規定により、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じ。）の提出を受けた場合、当行は税務署にお客様の廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。</u></p>
<p>7 <u>非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。</u></p>	<p>7 <u>非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。</u></p>
<p>8 <u>成年年齢に係る2019年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、前項の「満20歳」を「満18歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で満19歳、満20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。以下同じです。</u></p>	<p>新設</p>
<p>9 <u>当行に既に非課税口座を開設しているお客様は、「非課税口座開設届出書」を当行に提出することはできません。ただし、当行に既に非課税口座を開設しているお客様で、2021年4月1日において2017年分の非課税管理勘定を当行に設定しているが、同日前に当行に個人番号の告知を行っていないお客様が、2021年12月31日までに「非課税口座開設届出書」を当行に提出される場合は、この限りではありません。</u></p>	<p>新設</p>
<p>10 <u>「非課税口座」を当行以外の他の金融商品取引業者等に開設し、または開設していたお客様は、「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を当行に提出することはできません。</u></p>	<p>新設</p>
<p>11 <u>お客様が当行に提出された「非課税口座開設届出書」が法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。</u></p>	<p>新設</p>

改定後	改定前
<p><u>(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</u></p> <p><u>第2条の2 お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします(非課税 口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限ります)。</u></p>	<p>新設</p>

改訂後	改訂前
<p>(非課税管理勘定の設定)</p> <p>第3条 非課税管理勘定は、<u>非課税口座開設届出書</u>、非課税適用確認書又は廃止通知書に記載された、非課税管理勘定に係る勘定設定期間の<u>各年</u>においてのみ設けられます。</p> <p>2 当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合又は設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>3 <u>すでに当行に非課税口座を開設しているお客様で、新たな勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を当行又は他の金融商品取引業者等に提出されたことがないお客様が、新たな非課税管理勘定も当行に</u>設けようとする場合には、第7条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他当行の定める一定の書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項及び第4項の規定を準用します。<u>ただし、第2条第9項ただし書きの規定に該当する場合は、この限りではありません。</u></p> <p>4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年1月1日（<u>非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）</u>が年の中途において提出された場合における、<u>当該提出された日の属する年</u>にあつては、<u>その提出の日</u>）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、税務署から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>(非課税管理勘定の設定)</p> <p>第3条 非課税管理勘定は、非課税適用確認書又は廃止通知書に記載された、非課税管理勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合又は設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>3 <u>すでに当行に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間に係る非課税管理勘定も当該非課税口座に</u>設けようとする場合には、当該勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書その他当行の定める一定の書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項及び第4項の規定を準用します。</p> <p>4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年1月1日（<u>非課税口座が年の中途において開設された日の属する年</u>にあつては、<u>非課税口座の開設の日</u>）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、税務署から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>

改定後	改定前
<p>(累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の2 <u>累積投資勘定は、非課税口座開設届出書、非課税適用確認書又は廃止通知書に記載された、累積投資勘定に係る勘定設定期間の各年</u>においてのみ設けられます。</p> <p>2 前条第2項の規定は、当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合又は設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。</p> <p>3 前条第3項の規定は、すでに当行に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間に係る累積投資勘定を<u>当行に</u>設けようとする場合に準用します。</p> <p>4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（<u>非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）</u>が年の中途において提出された場合における、<u>当該提出された日の属する年</u>にあつては、<u>その提出の日</u>）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、税務署から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>(累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の2 <u>累積投資勘定は、非課税適用確認書又は廃止通知書に記載された、累積投資勘定に係る勘定設定期間</u>においてのみ設けられます。</p> <p>2 前条第2項の規定は、当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合又は設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。</p> <p>3 前条第3項の規定は、すでに当行に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間に係る累積投資勘定を<u>当該非課税口座に</u>設けようとする場合に準用します。</p> <p>4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（<u>非課税口座が年の中途において開設された日の属する年</u>にあつては<u>非課税口座開設の日</u>）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、税務署から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p>
<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第5条 非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第6条第2項、第7条第2項又は施行令第25条の13の2第3項の規定</u>により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。</p>	<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第5条 非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第6条第2項又は第7条第2項の規定</u>により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。</p>

改訂後	改訂前
<p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第5条の2 累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第6条第2項、第7条第2項又は施行令第25条の13の2第3項の規定により累積投資勘定を廃止する場合には、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。</u></p> <p>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第8条 当行は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、又は当該非課税口座が開設されている<u>当行の営業所に開設された未成年者口座（法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）をいいます。以下、この条において同じ。）から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき所定の方法により移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第2条第1項の規定により、当行に「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を提出されたお客様は、当該非課税口座開設届出書について、法第37条の14第7項第1号に規定する「当行が受理又は当行に提出することができないものに該当しない旨」等が所轄税務署長から提供されるまでは、開設された非課税口座の非課税管理勘定に上場株式等の受入れをすることはできません。</u></p>	<p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第5条の2 累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第6条第2項又は第7条第2項の規定により累積投資勘定を廃止する場合には、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。</u></p> <p>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第8条 当行は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、又は当該非課税口座が開設されている当行の<u>営業所に開設された法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき所定の方法により移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）</u></p> <p>新設</p>

改定後	改訂前
<p>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第8条の2 当行は、お客様の非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客様が当行と締結した累積投資契約(当行の「投資信託累積投資約款」「<だいとう>積立型投資信託取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。)に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託(法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる<u>上場株式等のうち、定期的</u>に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの(以下、「<u>累積投資上場株式等</u>」<u>と</u>いいます。))に限り受け入れます。</p> <p>①第3条の2第4項の規定に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額(購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。)の合計額が40万円(②に掲げる累積投資上場株式等がある場合には、<u>当該累積投資上場株式等の取得に要した金額として施行令第25条の13第22項で定める金額を控除した金額</u>)を超えないもの</p> <p>②<u>施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定(当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。)から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等</u></p> <p>③ 省略</p> <p>1の2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定により、当行に「非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」を提出されたお客様は、当該非課税口座開設届出書について、法第37条の14第7項第1号に規定する「<u>当行が受理又は当行に提出することができないものに該当しない旨</u>」等が所轄税務署長から提供されるまでは、開設された非課税口座の累積投資勘定に上場株式等の受入れをすることはできません。</p>	<p>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第8条の2 当行は、お客様の非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客様が当行と締結した累積投資契約(当行の「投資信託累積投資約款」「<だいとう>積立型投資信託取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。)に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託(法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる<u>上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に</u>継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り受け入れます。</p> <p>① 第3条の2第4項の規定に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額(購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>新設</p> <p>③ 省略 新設</p>

改定後	改訂前
<p>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p> <p>第9条の3 お客様が当行に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書（勘定変更用。施行令第25条の13の2第2項に規定されるものをいいます。）」をご提出いただく必要があります（ただし、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に株式投資信託の受け入れが行われていた場合には、<u>当該提出された年の勘定の種類を変更することはできず、「非課税口座異動届出書」を提出された年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更することしかできません。</u>）</p>	<p>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p> <p>第9条の3 お客様が当行に開設した非課税口座に<u>その年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、</u>当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>2 お客様が当行に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月30日までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります（ただし、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に株式投資信託の受け入れが行われていた場合には、<u>当行は当該変更届出書を受理することができません。</u>）。この場合において、当行は、「<u>金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）</u>」の提出を受けて作成した「<u>勘定廃止通知書</u>」をお客様に交付することなく、<u>その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、法第37条の14第25項の規定を適用します。</u></p>
<p>(非課税口座年間取引報告書の送付)</p> <p>第13条 当行は、法第37条の14第31項及び施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。</p>	<p>(非課税口座年間取引報告書の送付)</p> <p>第13条 当行は、法第37条の14第30項及び施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。</p>
<p>(届出事項の変更)</p> <p>第14条 <u>非課税口座開設届出書</u>の提出後に、当行に届出いただいた氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。）により当行に届出いただくこととします。また、その変更が氏名、住所又は個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等及び住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。</p> <p>2 非課税口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、<u>施行令第25条の13の2第4項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行に提出いただくものとします。</u></p>	<p>(届出事項の変更)</p> <p>第14条 <u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>の提出後に、当行に届出いただいた氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第25条の13の2に規定されるものをいいます。）により当行に届出いただくこととします。また、その変更が氏名、住所又は個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等及び住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。</p> <p>2 非課税口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、<u>施行令第25条の13の2の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行に提出いただくものとします。</u></p>

改定後	改訂前
<p>(非課税口座の廃止)</p> <p>第 15 条 この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客様が当行に対して第 7 条第 1 項に定める非課税口座廃止届出書を提出された場合 当該提出日</p> <p>② お客様が当行に対して<u>法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号</u>に定める出国届出書を提出された場合 出国日</p> <p>③ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>法第 37 条の 14 第 26 項前段</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>④ 施行令第 25 条の 13 の 5 に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合 当行が定める日</p> <p>⑥ <u>お客様が 2021 年 12 月 31 日において 2017 年分の非課税管理勘定を当行に設定しているが、同日において当行に個人番号の告知をしていないことにより、令和 3 年度税制改正後の「所得税法等の一部を改正する法律 (平成二十八年法律第十五号)」附則第 73 条第 6 項の規定に基づき、2022 年 1 月 1 日に「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき 2022 年 1 月 1 日</u></p> <p><u>2021 年 4 月 1 日改正</u></p>	<p>(非課税口座の廃止)</p> <p>第 15 条 この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客様が当行に対して第 7 条第 1 項に定める非課税口座廃止届出書を提出された場合 当該提出日</p> <p>② お客様が当行に対して<u>施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項</u>に定める出国届出書を提出された場合 出国日</p> <p>③ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>④ 施行令第 25 条の 13 の 5 に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合 当行が定める日</p> <p>⑥ <u>お客様がこの約款の変更に同意されない場合 当行が定める日</u></p> <p><u>2020 年 4 月 1 日改正</u></p>

●未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

改定後	改訂前
<p>第2章 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。</p> <p>2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、<u>当行及び他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出</u>をすることはできません。</p> <p>3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、<u>租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出</u>をしてください。</p>	<p>第2章 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。</p> <p>2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、<u>当行又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあっては、お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるもの)に限ります。</u>を提出することはできません。</p> <p>3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、<u>租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」</u>を提出してください。</p>

改定後	改訂前
<p>4 お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録又は預入れがされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p>	<p>4 お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録又は預入れがされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p>
<p>5 当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>	<p>5 当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>
<p>（出国時の取扱い）</p> <p>第11条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、<u>当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出を</u>してください。</p> <p>2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p>	<p>（出国時の取扱い）</p> <p>第11条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、<u>その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書を提出</u>してください。</p> <p>2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p>

改定後	改定前
<p>3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、<u>当行に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は</u>、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>（非課税口座のみなし開設）</p> <p>第26条 平成29年から<u>令和10年</u>までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、<u>当行に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）</u>が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p> <p>（本契約の解除）</p> <p>第27条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p>	<p>3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、<u>当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は</u>、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>（非課税口座のみなし開設）</p> <p>第26条 平成29年から平成35年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、<u>当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）</u>が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p> <p>（本契約の解除）</p> <p>第27条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p>

改定後	改定前
<p>③ <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項</u>に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客様が基準年の 1 月 1 日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項</u>に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ <u>お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</u></p> <p>⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5</u>に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p>	<p>③ <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項</u>に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客様が基準年の 1 月 1 日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項</u>に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ <u>お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の</u>手続きが完了し、<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合</u> 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p>
<p><u>2021 年 4 月 1 日改正</u></p>	<p><u>2020 年 4 月 1 日改正</u></p>